

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(1)配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	45	指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・ホームページ等を活用し、啓発を行います。	<p>市広報及びホームページ、SNSにて無料相談の周知やDV防止の啓発記事を掲載するとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問合せに応じて各種相談窓口を案内している。</p> <p>11月DV防止週間 中央図書館にて関連図書の展示及びパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を実施</p> <p>3月セミナー「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」3月2日(土) 14:00～15:30 講師:田中東子氏（東京大学大学院情報学環教授）を実施</p>	人権・市民相談課	3	今後も継続して啓発活動を行う。
		<p>図書館において、女性に対する暴力をなくす運動週間にミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼び掛ける広報物の配布を行った。</p>		生涯学習課	3	配偶者・パートナー等からの暴力について、人権課題と捉え、今後も様々な機会を活用して啓発活動に取り組む。	
		<p>関係機関からの啓発資料を有効活用し、児童生徒への啓発を図った。</p>		学校教育課	3	今後も継続して取り組む。	

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
性犯罪等の防止	46		<p>女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。</p>	<p>地域における防犯活動を更に推進させるための知識と意欲を高揚するため、自主防犯活動リーダー講習会を実施した。</p> <p>また、自主防犯活動団体で定期的・継続的に行っている青色防犯パトロールカーを活用した地域パトロール活動の取り組みとして、青色防犯パトロール講習会を実施した。</p> <p><イベント名> 自主防犯活動リーダー講習会 テーマ：近年の犯罪情勢と地域安全のためのMATEについて 講師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 特定非営利活動法人日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子 氏 日時：8月2日（水）14:00から 対象：町会関係者、各学校防犯担当職員、スクールガード関係者及びPTA役員、その他市民等 会場：キラリ☆ふじみ マルチホール 参加者：町会関係者、各学校防犯担当職員、スクールガード関係者及びPTA役員、その他市民等 内容：最新の犯罪情勢や、地域安全の課題、MATEについての講和に加え、ミニシンポジウムを行うことで防犯知識の取得を図った。</p> <p><イベント名> 青色防犯パトロール講習会 テーマ：近年の犯罪情勢と青色防犯パトロールの実施要領について 講師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 日時：9月4日（月）14:00から 対象：富士見市青色防犯パトロール隊員 会場：富士見市役所会議室 参加者：富士見市青色防犯パトロール隊員 内容：青色防犯パトロールの方法や警察による最新の犯罪情勢の講和を実施し、防犯知識の取得を図った。</p>	協働推進課	3	自主防犯活動団体の高齢化に伴う防犯パトロール隊員の成り手不足が課題となっている。自主防犯活動団体への支援を継続するとともに、新たな担い手の発掘方法を検討する。
	47		<p>夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。</p>	<p>令和5年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架：21基</p>	道路治水課	3	今後も継続して防犯灯の維持管理に努める。

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(2)支援体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
DV被害者への支援	48		「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。	NPO法人によるDV相談窓口設置の他、市広報にて無料相談の周知を図るとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせに応じて情報提供や支援を行っている。	人権・市民相談課	3	DVに関する理解を深め、早期に相談ができるよう、周知啓発を継続して行う。
	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	関係機関との連携を密接に取りつつ、選挙人名簿の閲覧におけるDV被害者の保護に取り組んだ。	総務課	3	関係機関等との連携強化を図り、より迅速な支援対応を行う。
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。担当課間における情報連携基盤の運用管理を行った。	ICT推進課	3	今後も関係機関と密接に連携を取りつつ、適切な対応を実施する。担当課において、システム改修等による対応を模索する場合は協力を行う。
				被害者の個人情報には担当者だけでなく、市民課全体で共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規申出者については申出書受領後、「住基支援対象者リスト最新情報」にて関係部署へ迅速に情報提供を行い、決定後、関係部署にメールによる「情報提供リスト」にて改めて情報提供を行うことで、連携を密にし、漏れがないよう適切な対応を実施。	市民課	3	被害者の個人情報等について情報提供の漏れがないよう対応する。
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと運用管理をしている。また、独自業務マニュアルに基づき、職員に周知徹底を図っている。	保険年金課	3	今後も課内で引き続き独自マニュアルをもとに被害者の支援を行うとともに、関係部署・機関との連携を図る。
			引き続き関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対応した。	税務課	3	今後も継続して取り組む。	

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
DV被害者への支援	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を特に厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、関係業務において、常に情報管理を徹底し、業務を遂行した。	収税課	3	今後も継続して関係機関と連携を図り、迅速かつ適正な対応をする。
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVに関する認識及び情報の共有を図った。	人権・市民相談課	3	引き続き、関係部署・機関との連携を図り、被害者支援を行う。
				ドメスティック・バイオレンスの被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」、「児童手当」等について、相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど、迅速な対応を行った。	子育て支援課	3	引き続き、関係機関と連携を取りながら個々のケースに合わせて迅速に対応する。
				DV被害者からの申請により、住民票がないまま保育所への入所を許可するなどの対応をしている。また、児童虐待に関しては、保護者・子どもと接する保育者が発見しやすく、ケースにより多く声かけをするとともに、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	3	引き続き、関係機関と連携し、DV被害者に対する支援を継続していく。また、児童虐待については、早期発見、初動が重要であることから、職員も常に心がけ、継続して迅速な対応を行う。
				児童虐待対応において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力支援センターへの相談を案内した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議等にて情報共有を行った。	子ども未来支援センター	3	引き続き、児童虐待対応において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力相談支援センターへ繋ぐなど連携、して対応する。
				生活保護受給者及び生活困窮者のDV被害者への支援については、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら適切な対応に努めた。また、DV被害者の個人情報保護については、生活保護システムに要注意情報として登録することで情報の共有を図った。	福祉政策課	3	DV被害者への支援について、引き続き課内で周知を図る。

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度	今後の課題または成果の継続のために具体的に取ること
DV被害者への支援	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	DVと思われるケースについて、担当課へつないだ。	障がい福祉課	3	引き続き、関連各課と協力し、しかるべき担当課へつなぐ。
				関係機関と情報共有・連携を密にしながら、各種健（検）診、予防接種、相談等を実施した。	健康増進センター	3	関係機関との情報共有と連携をさらに密にし、必要な支援を進める。
				被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について紹介を行い、関係課との連携や課内の情報共有を行っている。令和5年度は支援実績なし。また、法改正に伴い、条例改正を行い対応をした。	建築指導課	3	引き続き公営住宅の周知を図る。
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し、DVに対する認識及び情報の共有を図るとともに、委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	3	関係する業務の大部分を委託業者が行っているため、支援対象者の情報の取り扱いに注意し、確認する。
				関係機関と連携して情報共有を図り、学校と情報交換を行った。必要に応じて、各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応について支援した。	学校教育課	3	関係課との連携を密にし、慎重かつ丁寧に対応する。
	50		女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援を行い、緊急の場合には被害者の状況により関係部署を連携を図りながら支援をした。	人権・市民相談課	3	今後も継続して支援をする。